

防府市佐波川水源森林整備事業補助金交付要綱

平成17年 4月 1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐波川流域の水源の涵養と国土・自然環境の保全を目的とし、ボランティアで組織する団体（以下「事業体」という。）が行う、佐波川水源森林整備事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 市長は、別に定める要領に基づき事業体が行う事業につき、毎年度予算の範囲内で補助する。

2 前項の規定による補助の対象となる事業体及び経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助基準額)

第3条 事業実施に要する経費の補助基準額は別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 第2条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする事業体は、市長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該事業体に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更の承認申請)

第6条 事業体は、事業計画の内容に市長が定める重要な変更を加えようとする

るときは、速やかに事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第7条 事業体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出てその承認を受けなければならない。

（事業の実績報告）

第8条 事業体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い時期までに、事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業体に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定により通知を受けた事業体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による補助金の額の確定通知をした事業体から、補助金交付請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業体に対し補助金を交付する。

（概算払）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 事業体は、前項の規定による概算払による補助金の交付を受けようとする

ときは、あらかじめ補助金概算払請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用の禁止）

第12条 補助金の交付を受けた事業体は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

（関係書類の整備）

第13条 事業体は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を備え、事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業体に対して報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 市長は、事業体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 当該補助金の交付に関して付された条件に違反したとき。

(3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該事業体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、事業体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、当該事業体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度事業から適用し、

防府市佐波川水源森林整備事業が終了した年度をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から運用する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

佐波川水源森林整備事業補助金交付申請書

第 号
年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

申請者	団体名	
	代表者氏名	
	代表者住所	
	連絡先	

年度において、佐波川水源森林整備のためのボランティア活動を行
う経費として、補助金 円を交付されるよう、下記のとおり関係書
類を添えて申請します。

記

添付資料

1 事業計画書

2 収支予算書

別記第2号様式

事業計画（実績）書

No.	活動計画（実績）	
①	活動年月日	年 月 日
	活動場所	
	参加者数	名
	活動内容	
②	活動年月日	年 月 日
	活動場所	
	参加者数	名
	活動内容	
③	活動年月日	年 月 日
	活動場所	
	参加者数	名
	活動内容	

別記第3号様式

収 支 予 算 (決 算) 書

収入

区 分	金 額	備 考
市補助金	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

支出

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

別記第4号様式

第 号
年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

事業体名

代表者名

年度佐波川水源森林整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました佐波川水源森林整備事業の実施について、実施計画を下記のとおり変更したいので防府市佐波川水源森林整備事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業計画変更の理由
- 2 事業計画変更の内容

別紙のとおり

（注）別紙には、第4条各号に掲げる書類（変更に関わるものに限る）を添付し、変更前を上段に、変更後を下段に二段書きすること。

別記第5号様式

佐波川水源森林整備事業実績報告書

第 号
年（ 年） 月 日

（宛先）防府市長

申請者	団 体 名	
	代 表 者 名	
	代 表 者 住 所	
	連 絡 先	

年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定通知

があった事業の実績を、下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 参加者名簿

別記第6号様式

第 号
年 (年) 月 日

(宛先) 防府市長

事業体名

代表者名

年度佐波川水源森林整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の
確定通知のありました佐波川水源森林整備事業について、佐波川水源森林整備
事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助金 円を交付
されるよう請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金確定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 振込先金融機関等 | |

注) 振込先金融機関等については、銀行名、支店名、預金種別、口座番号、
口座名義を明記すること。

別記第7号様式

第 第 号
年 (年) 月 日

(宛先) 防府市長

事業体名

代表者名

年度佐波川水源森林整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付
決定通知のありました佐波川水源森林整備事業について、防府市佐波川水源森
林整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助金 円
を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 振込先金融機関等 | |

注) 振込先金融機関等については、銀行名、支店名、預金種別、口座番号、
口座名義を明記すること。

別 表（第2条関係）

事業区分	事業体	補助対象経費
佐波川水源森林整備事業	佐波川流域の水源地の涵養と国土・自然環境の保全を目的とし、ボランティアで組織する団体	佐波川流域の水源地涵養と国土・環境保全を目的として、事業体が防府市の定める土地に行う造林保育（下刈り・補植）事業等に要する経費